第九条第一項中「第十九条第二項」の下に「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を加え、同条第三項ただし書中「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を削り、「、その」を「その」に、「十日以内に」を「二十日以内に、同月の翌月分については当該許可又は承認の日の属する月の末日と当該許可又は承認の日から二十日を経過する日とのいずれか遅い日までに、それぞれ」に改め、同条第四項中「当該変更の日の属する月の翌月分の手数料の納付後に」を削り、「十日を経過した」を「二十日を経過する」に、「が減少した」を「が減少し、かつ、その減少する前の手数料の額が既に納付された」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「五五、五〇〇トン」を「五二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「四、二三三、三〇〇トン」を「四、二三五、三〇〇トン」に、「三五四、二〇〇トン」を「三三〇、六〇〇トン」に、「七八、七〇〇トン」を「六六、七〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「五〇九、一〇〇トン」を「四九四、三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「一五七、〇〇〇トン」を「一六七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「八、八〇〇トン」を「五、九〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「三七、八〇〇トン」を「七、六〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「三七、六〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第五二号中「に規定」を「の規定」に改める。

別表第五七号の二八の次に次の一号を加える。

五七の二九	関税法施行令第八十四条第二項（税関事務管理人の届出手続）の規定による書類の添付

別表中第七〇号の一二を削り、第七〇号の一三を第七〇号の一二とし、第七〇号の一四から第七〇号の一六までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税法施行令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五七号の二八の次に一号を加える改正規定並びに次条の規定　令和五年十月一日

二　第一条中関税法施行令第九条の二から第九条の四までの改正規定　令和六年一月一日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　税関長は、特許権者等（特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号に定める行為を除く。）を組成する貨物に係る者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合における当該申立てに係る同法第六十九条の十二第一項の認定手続においては、前条第一号に定める日前に第一条の規定による改正前の関税法施行令第六十二条の十六第四項又は第五項の通知を受けた当該認定手続が執られた貨物に係る特許権者等及び当該貨物を輸入しようとする者に対しては、第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定にかかわらず、当該貨物が同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

（関税定率法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の関税定率法施行令第二十八条第二号に掲げる貨物（第二条の規定による改正前の関税定率法施行令第二十八条第二号に掲げる貨物に該当しないものに限る。）でこの政令の施行の日前に関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十六条第一項の規定により関税の免除を受けたものに係る同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（税関関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の税関関係手数料令（次項において「新手数料令」という。）第九条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に同項の許可又は承認を受けることにより納付すべき手数料について適用し、同日前に第四条の規定による改正前の税関関係手数料令（次項において「旧手数料令」という。）第九条第三項の許可又は承認を受けたことにより納付すべき手数料については、なお従前の例による。

2　新手数料令第九条第四項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合について適用し、同日前に行われた旧手数料令第九条第四項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十九号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。